

規格・基準等の事前意図公告

[この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。]

端末設備等規則の一部を改正する省令について

下記のとおり電気通信事業法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。本件に関し御意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書により御提出下さい。

なお、御意見に対し個別に回答は致しかねますので、その旨了承願います。

記

1 件名

端末設備等規則の一部改正について

2 対象品名

デジタルデータ伝送用設備に接続され、インターネットプロトコルを使用する端末設備

3 趣旨及び目的

近年、IoT 機器が乗っ取られ、DDoS 攻撃等のサイバー攻撃に悪用されてインターネットに障害を及ぼすような事案が増加している中、情報通信ネットワークの安全・信頼性を確保するため、IoT 機器を含む端末設備の技術基準に最低限のセキュリティ対策を追加する。

4 施行予定日

平成 32 年 4 月

5 意見提出先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-5862

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間